

旧優生保護法訴訟大阪高裁判決

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 2 月 22 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 228 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 原判決変更

【参 照 法 令】 憲法 13 条・14 条 1 項、優生保護法（平成 8 年法律第 105 号による改正前）4 ～ 13 条、
国家賠償法 1 条 1 項・4 条、民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前）158 ～ 160 条・
724 条後段

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25591730

岡山大学准教授 堀口悟郎

事実の概要

本件は、平成 8 年法律第 105 号による改正前の優生保護法（以下「旧優生保護法」という）に基づく不妊手術（以下「優生手術」という）を受けたという X_1 、 X_2 および X_2 の夫である X_3 が、旧優生保護法はリプロダクティブ・ライツや平等権等を侵害して違憲であるにもかかわらず、国会議員が同法を制定したこと（以下「本件立法行為」という）、国会議員が被害救済立法を行わなかったこと（以下「本件立法不作為」という）、そして厚生労働大臣および内閣総理大臣が被害救済措置を講じなかったこと（以下「本件救済措置不作為」という）が、いずれも違法であると主張して、Y（国）に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償等を求める事案である。

一審判決（大阪地判令 2・11・30 判時 2506＝2507 号 69 頁）は、以下のように判示し、X らの請求を棄却した。まず、本人の同意によらない優生手術を定めた旧優生保護法 4 条ないし 13 条（以下「本件各規定」という）は、明らかに憲法 13 条、14 条 1 項に違反しているため、本件立法行為は国家賠償法上違法であるとしつつも、本件提訴時においてすでに民法（平成 29 年法律第 44 号による改正前。以下同じ）724 条後段が定める 20 年の除斥期間¹⁾を経過しているため、損害賠償請求

権が消滅しているとした。次に、1000 万円を優を超える額の金銭的補償等の X らが主張する立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であったということとはできないため、本件立法不作為を国家賠償法上違法と評価することはできないとした。そして、本件立法不作為について国家賠償法上の違法性を認めることができない以上、法律案提出権を有するにとどまる大臣らの本件救済措置不作為も国家賠償法上違法と評価することはできないとした。これに対して X らが控訴した。

判決の要旨

本判決は、一審判決を引用して、本件各規定は明らかに憲法 13 条、14 条 1 項に違反しており、Y は本件立法行為について国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うとした。また、同じく一審判決を引用して、本件立法不作為および本件救済措置不作為につき国家賠償法上の違法性を認めることはできないとした。そのうえで、下記のように判示し、一審判決とは異なり、除斥期間を定めた民法 724 条後段の適用を制限して、X らの損害賠償請求を一部認容した（ X_1 請求額 3300 万円のうち 1430 万円、 X_2 請求額 1100 万円の満額、 X_3 請求額 1100 万円のうち 220 万円を認容）。

「除斥期間の規定も例外を一切許容しないもの

ではなく、①不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合（最高裁平成 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決・民集 52 卷 4 号 1087 頁〔以下「平成 10 年判決」という〕参照）や、②被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を知ることができず、民法 915 条 1 項所定のいわゆる熟慮期間が経過しないために相続人が確定しないまま、上記殺害の時から 20 年が経過した場合（最高裁平成 21 年 4 月 28 日第三小法廷判決・民集 63 卷 4 号 853 頁〔以下「平成 21 年判決」という〕参照）など、被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、正義・公平の観点から、時効停止の規定の法意（民法 158～160 条）等に照らして除斥期間の適用が制限されることは、これが認められる場合が相当に例外的であったとしても、法解釈上想定されるところである。

この点、「旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった Y が、上記立法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、X らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、X らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから 6 か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法 158～160 条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから 6 か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である」。そして、X らはいずれも上記 6 か月が経過する前に本件訴訟を提起したものと認められる。

判例の解説

一 画期的な請求認容判決

旧優生保護法の違憲性を主張し、国家賠償を請求する「旧優生保護法訴訟」は、2018 年から全国各地で提起されてきた²⁾。そして、地裁レベルでは、仙台地裁判決（仙台地判令元・5・28 判時 2413＝2414 号 3 頁）をはじめとして、同法の合憲性を審査したすべての判決で違憲判断が下された³⁾。けれども、それらの地裁判決はいずれも、除斥期間の経過により損害賠償請求権が消滅しているとして、請求を棄却した。このような「憲法 13 条に違反するが、『救済』されないのは仕方ない⁴⁾」という司法判断は、学説から強く批判された。こうした流れのなか、高裁レベルで第一号の判決となった本判決は、旧優生保護法訴訟で初めて、除斥期間の適用を制限し、請求を認容した。その認容額は最大 1430 万円であり、2019 年 4 月に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という）⁵⁾ が定める一時金 320 万円を大きく上回っている。

学説上、旧優生保護法訴訟における除斥期間の適用を避ける方策として、主に次の見解が主張されてきた⁶⁾。（A）民法 724 条後段を、当然に権利消滅する除斥期間ではなく、援用を要する消滅時効の規定と解したうえ、その援用を信義則違反ないし権利濫用として排斥する。（B）原告の損害を、一回的な優生手術による生殖能力の喪失ではなく、旧優生保護法の影響により（本件各規定を削除した平成 8 年改正の後も）尊厳を毀損され続けたという「人生被害」として捉えることで、除斥期間の起算点を近時まで遅らせる。（C）正義・公平の理念や時効停止規定の法意等により、除斥期間の適用を制限する。本判決は、このうち A・B の見解を否定しつつ、C の見解を採り、本件において「除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反する」ため、「時効停止の規定（民法 158～160 条）⁷⁾の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから 6 か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限される」と解したものである⁸⁾。

二 除斥期間の適用制限

本判決も摘示しているように、除斥期間の適用制限を認めた先例としては、平成 10 年判決および平成 21 年判決がある。両判決は、時効停止事由（平成 10 年判決では民法 158 条、平成 21 年判決では民法 160 条が定める事由）に相当する事由が存在し、かつ、当該事由が加害者の不法行為に起因する事案において、当該時効停止規定の法意に照らして除斥期間の適用を制限する、という見解を示したものである。調査官解説によれば、両判決の射程は極めて短く、それらと同様に除斥期間の適用を制限しうるのは、①時効停止等その根拠となる規定があり、かつ、②除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反する事案に限られるという⁹⁾。

この点、本件一審判決は、障害者に対する社会的な差別・偏見等により国家賠償請求訴訟の提起が困難であったという本件事案には、上記①②の要素がいずれも欠けているとした。曰く、①本件は、平成 10 年判決や平成 21 年判決の事案とは異なり、「民法 158 条ないし 161 条所定の時効の停止等といった、その法意に照らして除斥期間の適用を制限すべき根拠となる規定がある事案と評価することはできない」。また、②「Xらの有する障害そのものは、Yの不法行為によって生じたものではない」うえ、旧優生保護法の制定が障害者に対する差別や偏見を助長したことは否定できないものの、「障害者一般に対する差別や偏見は、様々な歴史的・社会的要因等が複合的に影響して創出・助長されるものである」し、「少なくとも、Yが、Xらにおいて優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起ができない状況を意図的・積極的に作出したとまでは認められない」と。

これに対して、本判決は、①「時効停止の規定（民法 158～160 条）の法意」の適用対象を、時効停止事由に相当する事由がある場合に限らず、広く「権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合」と解し、本件はこれに該当するとした。また、②「Yにおいて、Xらが優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起ができない状況を意図的・積極的に作出した」わけではないこと等を認めつつも、「旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施

策を推進していくべき地位にあったYが、上記立法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきた」ことを重視して、「Xらについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反する」と評価した。このように、本判決は、上記①②の要素をいずれも拡張的に捉えることで、除斥期間の適用制限を認めたのである。

三 東京高裁判決

上記のとおり、本判決は、旧優生保護法訴訟における初めての請求認容判決であるという点においても、除斥期間の適用制限が認められる場面を拡張したという点においても、画期的な判決であるといえる。もっとも、本判決が認めた除斥期間の適用制限は、「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間」とどまる。そのため、優生手術被害者の圧倒的多数を占める、未だに訴訟を提起していない人々は、除斥期間の適用を免れえないと考えられる。

これに対して、本判決から間もなくして下された、旧優生保護法訴訟東京高裁判決（東京高判令4・3・11 裁判所ウェブサイト）は、「被害者が自己の受けた被害が被控訴人〔国〕による不法行為であることを客観的に認識し得た時と考えられる一時金支給法の施行日である平成 31 年 4 月 24 日から5年間が経過するまでは、民法 724 条後段の効果は生じない」と解し、より広範な救済を認めた¹⁰⁾。同判決が、時効停止規定が定める「6 か月」よりも長期にわたる除斥期間の適用制限を認めることができたのは、そもそも時効停止規定をその根拠として用いなかったためである¹¹⁾。その代わりに同判決が除斥期間の適用を制限する梃子としたのは、憲法であった。

すなわち、東京高裁判決は、「憲法は国の最高法規であり（憲法 98 条 1 項）、国務大臣、国会議員等の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うものである（同法 99 条）ことからすると、憲法違反の法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、憲法より下位規範である民法 724 条後段を無条件に適用することによって拒絶することは、慎重であるべきである」とことや、国家賠償

請求権は「憲法 17 条に基づいて保障された権利である」ところ、「権力を法的に独占する国と私人との関係が問題となっている本件において、本来、対等な私人間の関係を規律する法律である民法の条文の適用・解釈に当たっては、公務員の違法な行為に対して救済を求める国民の憲法上保障された権利を実質的に損なうことのないように留意しなければならないというべきである」こと等を考慮して、「優生手術の被害者が自己の受けた被害が被控訴人による不法行為であることを客観的に認識し得た時から相当期間が経過するまでは、民法 724 条後段の効果は生じないものと解するのが相当である」とした¹²⁾。

そして、上記の「相当期間」について、平成 10 年判決や平成 21 年判決の事案とは異なり、「時効停止の規定の法意を考慮する際に参考とすべき法律上の規定が存しない」ため、「民法 158 条及び 160 条を根拠とする 6 か月という期間は、本件においてそのまま適用することが相当であるとはいえない」としたうえで、一時金支給法 5 条 3 項が「請求は、施行日から起算して 5 年を経過したときは、することができない」と定めていること等に着目し、「同請求よりも困難である訴訟提起について、少なくとも一時金支給法の施行日から 5 年間の猶予を与えるのが相当である」と解した。

この東京高裁判決および本判決に対して、国は上告を提起した。原告らが高齢であることなどを考慮すると、上告により訴訟が長引くことは望ましくないが、最高裁が両判決を踏まえてどのような見解を示すのか、注目されるところである。

●——注

- 1) 平成 29 年改正後の民法 724 条では、20 年の期間制限は除斥期間ではなく消滅時効であると規定されているが、同改正法の附則 35 条 1 項により、「旧法第 724 条後段……に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による」とされている。
- 2) 旧優生保護法に基づく優生手術の実態や、訴訟提起へと至る経緯等については、毎日新聞取材班「強制不妊」(毎日新聞出版、2019 年) 参照。
- 3) 他方、東京地判令 2・6・30 裁判所ウェブサイトは、旧優生保護法自体の合憲性は審査せず、ただ原告に対する優生手術は憲法上の権利を侵害しているとした。また、

札幌地判令 3・2・4 判タ 1491 号 128 頁は、そもそも原告に対して優生手術が実施された事実は認められないと判示し、旧優生保護法の合憲性審査まで進まなかった。

- 4) 青井未帆『「憲法 13 条に違反するが、「救済」されないのは仕方ない」が意味すること」法セ 775 号(2019 年) 55 頁。
- 5) 同法の解説として、植木淳「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」法教 468 号(2019 年) 57 頁以下など参照。
- 6) 学説の簡潔な整理として、菱沼誠一「旧優生保護法に基づく優生手術に対する国家賠償請求訴訟」立調 424 号(2020 年) 71 頁参照。
- 7) 本判決が時効停止規定として民法 158～160 条(いずれも 6 か月間の時効停止を定める)のみを挙げ、天災等による 2 週間の時効停止を定めた民法 161 条を除外したのは、2 週間という短期間では X らを救済することができないと考えたためであろう。これに対し、民法 161 条の法意による救済を主張するものとして、渡邊知行「旧優生保護法訴訟における改正前民法 724 条後段の効果の制限」成蹊 94 号(2021 年) 95～97 頁参照。
- 8) なお、X らは、見解 C の一種といえる除斥期間の適用違憲(憲法 17 条違反)も主張したが、本判決は、時効停止規定の法意等により除斥期間の適用を制限しうること、当該主張については「判断するまでもない」とした。
- 9) 春日通良「判解」最判解民事篇平成 10 年度 576～577 頁、中村心「判解」最判解民事篇平成 21 年度 400～402 頁。
- 10) なお、東京高裁判決は、原告の請求額 3000 万円のうち 1500 万円を認容した。これを受けて、政府は、一時金の増額を内容とする一時金支給法改正を検討しているという。村上友里＝西村圭史「強制不妊の一時金、政府が増額を検討 訴訟は上告」朝日新聞 2022 年 3 月 25 日朝刊 35 面参照。
- 11) 東京高裁判決は、平成 10 年判決および平成 21 年判決について、あくまでも「権利行使が極めて困難ないし事実上不可能な場合に、被害者の権利が消滅し、その原因を作った加害者が責任を免れることは、著しく正義・公平に反する」という「時効停止規定の法意」に照らして除斥期間の適用を制限したものであり、「民法 158 条、160 条等の根拠規定が存在すること」をその要件としたものではない、と解した。
- 12) このような解釈論は、小山剛「人としての尊厳」判時 2413＝2414 号(2019 年) 18～19 頁、上田健介「国家賠償請求権の除斥期間と憲法」法時 93 巻 12 号(2021 年) 120～121 頁等の憲法学説を受容したものではないかと思われる。なお、除斥期間を国家賠償請求権に対する「制約」と捉えることの適否を論じたものとして、篠原永明「判批」判時 2433 号(2020 年) 172～173 頁参照。